

# 松韻会ホームページ広告掲載要綱

(平成24年6月16日)

## (目的)

第1条 この要綱は、松韻会ホームページ（以下「ホームページ」という）へ同窓生の所属する企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、会員相互の情報交換の場を提供し、同窓会活動の活性化を図ることを目的とする。

## (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## (広告の掲載資格)

第3条 松韻会のホームページに広告を掲載できる者は次の各号に該当するものであること。

- (1) 松韻会の会員であること
- (2) 松韻会の会員が所属する企業または団体であること
- (3) 松韻会の年会費を納めていること

## (ホームページ運営委員会)

第4条 広告の募集、内容の審査、掲載等のホームページ運営を行うため、ホームページ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、必要に応じ、広告の内容に関する事項を審査するため、臨時の委員を加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 運営状況について、松韻会事務局による定期的な監査を受ける。

## (広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) その他、ホームページに掲載する広告として不適当であると松韻会会長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載に関する基準は、別途定める。

(広告の規格及び掲載位置)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズ及びファイル容量は、掲載するページにより指定された次のいずれかとする。  
ア 横200ピクセル、縦100ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG
- (3) 画像が変化又は移動する場合は、目への負担が大きくなるように、また光感受性発作を誘発させないようにしなければならない
- (4) 広告を掲載するページ、位置及び枠数は運営委員会がこれを決定する。

(掲載料金)

第7条 掲載料については、運営委員会が決定し、松韻会役員会の承認を得る。

(掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、12ヶ月単位とする。

2 広告掲載期間中、松韻会の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長することとし、掲載料の清算は行わない。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、松韻会会報、松韻会ホームページなどを活用して公募する。

2 同窓会事務局および運営委員会は、公募を行うにあたって、広告主となり得る同窓生に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申し込み)

第10条 ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、FAX、またはEメールで運営委員会が指定する期間内に申し込むこととする。その際、運営委員会は必要に応じて、掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(掲載決定等)

第11条 運営委員会は、第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 運営委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等についてホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告掲載希望者へ通知する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月16日から施行する。